

議第76号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滋賀県営都市公園（湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。）
- 2 指定管理者 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
湖東湖北ゆうゆうパートナーズ
代表者 西武造園株式会社
代表取締役 大 嶋 聡
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで